

子 発 0327 第 5 号
令和 5 年 3 月 2 7 日
一部改正 こ 成 基 第 6 5 号
令和 5 年 7 月 1 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 66 号）により、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項に規定する児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化が行われることを踏まえ、その基本的な考え方等を示すとともに、保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、別添のとおり「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を策定し、令和 5 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、内容について御了知の上、その運用に遺漏なきよう期するとともに、管内市町村（特別区含む）、関係機関及び関係団体に対する周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

```

.....&
.....&
.....'
.....*
.....+
.....+
.....+
.....+
.....+
.....,
.....,
.....-
.....-
.....%$
.....%+
.....%,
.....%,
.....%-
.....&$
.....&$
.....&'
.....&)
& &      %* ( .....&*
.....&-
.....!%
.....' '
.....! (

```


